



2020 文総総第 915 号  
令和 2 年 10 月 27 日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和 2 年度 (情運) 諮問第 3 号

住民基本台帳関係事務における全項目評価書の第三者点検について、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

平成 26 年 4 月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区においても各評価実施機関において特定個人情報保護評価 (以下「評価」という。) の実施、各年度における評価の見直し及び直近の公表日から 5 年を経過する前における評価の再実施を行ってきた。

この度、住民基本台帳関係事務について、特定個人情報保護評価の見直しにおいて、対象人数が 30 万人以上となり、しきい値判断の結果が変わり、新たに全項目評価を実施することとなった。全項目評価の実施に当たり、特定個人情報保護評価に関する規則 (平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号) 第 7 条第 4 項の規定により第三者による点検を行う必要があるため、その適合性及び妥当性について貴審議会のご意見をお伺いするものである。

2 添付資料

別添のとおり

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当

